

議案第78号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の制定について

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）6月16日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例

（設置の目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大の防止、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた地域経済及び住民生活の支援等に資するため、新型コロナウイルス対策思いやり応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- （1）宝塚市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- （2）基金への積立てを指定した寄附金の額
- （3）第4条の規定により繰り入れる額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定によるこの条例の失効の際、現に基金に残額があるときは、当該残額を宝塚市ふるさとまちづくり基金（宝塚市ふるさとまちづくり基金条例（平成20年条例第37号）第1条に規定する宝塚市ふるさとまちづくり基金をいう。）に同条例第6条第5号に規定する事業を実施するため、積み立てるものとする。